

| | | | |
|--|---------------------------|------|----------|
| 許認可等の内容 | 徴収金額の減免 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市社会福祉施設入所等措置費徴収規則第6条第1項 | | |
| 担当課 | 下記のとおり | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成8年4月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>徴収金額の減免は、規則第6条第1項の規定により、徴収金額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>第1 老人福祉法（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護受託者）関係 （担当課 長寿社会課）</p> <p>1 特別養護老人ホーム</p> <p>徴収金の減免等の決定については、介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の適用基準に準じて、減免するものとし、この場合の減免期間は、変更が必要と認める当該事情が生じた月（ただし、その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とする。</p> <p>居宅介護サービス費等の額の特例の適用基準に準ずる減免は次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害・盗難の場合</p> <p>ア 資産の80%以上を失った場合 全免 イ 資産の50%以上を失った場合 6割内外 ウ 資産の30%以上を失った場合 3割内外 エ 資産の10%以上を失った場合 1割内外</p> <p>(2) 死亡の場合</p> <p>ア 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族にも所得がなく生活困難な場合 全免 イ 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族に若干の所得があるものの生活困難な場合 6割内外</p> <p>(3) 疾病・障害</p> <p>ア 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり、又は心身に重大な障害を受け、家族にも所得がなく生活困難な場合 全免 イ 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり、又は心身に重大な障害を受け、家族に若干の所得があるものの生活困難な場合 7割内外</p> <p>(4) 不作・不漁</p> <p>ア 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の80%以上を失った場合 7割内外 イ 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の50%以上を失った場合 3割内外 ウ 例年の漁獲高に比べて80%以上の不漁となった場合 7割内外 エ 例年の漁獲高に比べて50%以上の不漁となった場合 3割内外</p> <p>(5) 失業</p> <p>ア 世帯の生計を主として維持する者が疾病により失業し、家族にも所得がなく生活困難な場合 全免 イ 世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族にも所得がなく生活困難な場合 7割内外</p> <p>(6) 廃業</p> <p>ア 世帯の生計を主として維持する者が事業上の甚大な損失により廃業し、家族にも所得がなく生活困難な場合 全免 イ 世帯の生計を主として維持する者が事業上の甚大な損失により廃業し、家族に若干の所得があるものの生活困難な場合 5割内外</p> <p>2 1の場合を除く被措置者のうち、自己負担可能者又は費用分担可能者（以下「被措置者」という。）に対する減免</p> | | | |

(1) 徴収金の支払い時に次のいずれかに該当する場合であって、徴収金額の支払い時における被措置者の収入及び医療費等必要経費から対象収入額として推定計算した額（以下「推定計算額」という。）が対象収入額に比べて低く、かつ、推定計算額を規則別表第1又は附則別表の第1欄に掲げる区分を行った結果、対象収入額の区分と異なる区分に移動した場合において、相当な理由があるとき。

ア 被措置者の収入が著しく減少した場合

イ 医療費等必要経費が著しく増大した場合

なお、この場合における減免期間は、変更が必要と認める当該事情が生じた月（ただし、その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、被措置者の収入等を勘案し、推定計算額と対象収入額の区分の間差を限度として決定するものとする。

(2) 短期入院により一時的に医療費等の支出が著しく増大した場合において、その期間における被措置者の収入及び医療費等から対象収入額として推定計算した額（以下「期間推定計算額」という。）が対象収入額に比べて低く、かつ、被措置者の期間推定計算額を規則別表第1又は附則別表の第1欄に掲げる区分を行った結果、対象収入額の区分と異なる区分に移動した場合であって、相当な理由があるとき。

なお、この場合における減免期間は、入院した日（ただし、その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、医療費等の額等を勘案し、期間推定計算額と対象収入額の区分の間差を限度として決定するものとする。

3 1の場合を除く主たる扶養義務者のうち、自己負担可能者又は費用分担可能者（以下「主たる扶養義務者」という。）に対する減免

(1) 徴収金額の支払い時に次のいずれかに該当する場合であって、徴収金の支払い時における主たる扶養義務者の収入及び医療費等必要経費から推定計算した所得税額等（以下「推定計算所得税額等」という。）が所得税額等に比べて低く、かつ、推定計算所得税額等を規則別表第2の第2欄に掲げる区分を行った結果、所得税額等の区分と異なる区分に移動した場合において、相当な理由があるとき。

ア 主たる扶養義務者の収入が減少した場合

イ 医療費等必要経費が増大した場合

なお、この場合における減免期間は、変更が必要と認める当該事情が生じた月（ただし、その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、主たる扶養義務者の収入等を勘案し、推定計算所得税額等と所得税額等の区分の間差を限度として決定するものとする。

(2) 主たる扶養義務者が、被措置者の入院費を多額に負担した場合等において、支払時における主たる扶養義務者の収入及び入院費等から推定計算した所得税額等（以下「扶養義務者の推定計算所得税額等」という。）が所得税額等に比べて低く、かつ、扶養義務者の推定計算所得税額等を規則別表第2の第2欄に掲げる区分を行った結果、所得税額等の区分と異なる区分に移動した場合であって、相当な理由があるとき。

なお、この場合における減免期間は、入院した日（ただし、その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、被措置者の入院費の額等を勘案し、扶養義務者の推定計算所得税額等と所得税額等の区分の間差を限度として決定するものとする。

第2 身体障害者福祉法（身体障害者更生援護施設）関係（担当課 障がい福祉課）

1 被措置者のうち、自己負担可能者（以下「被措置者」という。）に対する減免

(1) 徴収金の支払い時に被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認めるに相当の理由があり、被措置者の収入又は必要経費を推定して計算した額（以下「推定計算額」という。）が対象収入額に比べて低く、規則別表第1の第1欄に掲げる区分と異なる区分に移動するとき。

ア 被措置者の収入が著しく減少した場合

イ 医療費等必要経費が著しく増大した場合

なお、この場合における減免期間は、変更が必要と認める当該事情が生じた月（その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、推定計算額と対象収入額の区分の間差を限度として決定するものとする。

(2) 被措置者が月の中途中で入院した場合は、従前の区分による徴収金額を日割計算した額で徴収し、入院期間中は徴収せず、退院時に(1)による見直しを行うものとする。

2 主たる扶養義務者のうち、費用分担可能者（以下「主たる扶養義務者」という。）に対する減免

(1) 徴収金の支払い時に主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認めるに相当の理由があり、主たる扶養義務者の収入又は必要経費を推定して計算した所得税額等（以下「推定計算所得税額等」という。）が所得税額等に比べて低く、規則別表第2の第2欄に掲げる区分と異なる区分に移動するとき。

ア 主たる扶養義務者の収入が著しく減少した場合

イ 災害等、不時のやむを得ざる支出が必要となった場合

なお、この場合における減免期間は、変更が必要と認める当該事情が生じた月（その月分の徴収金額が納入されているときは、その翌月からとする。）からその事情が止むまでの間とし、減免の程度は、推定所得税額等と所得税額等の区分の間差が2区分以上変動した場合に、その間差を限度として決定するものとする。

第3 知的障害者福祉法（精神障害者援護施設）関係（担当課 障がい福祉課）

第2の身体障害者福祉法関係（1の(2)を除く。）を準用する。この場合、2中「主たる扶養義務者」を「世帯内扶養義務者」に、「規則別表第2の第2欄」を「規則別表第4の第1欄及び第2欄」に読み替えるものとする。

変更日 平成13年4月1日

| 許認可等の内容 | 手数料の減免 | | |
|--|--------------------------------------|------|-----------|
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者生活支援ハウスにおけるサービス手数料の徴収に関する条例第6条 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成14年1月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>手数料の減免は、条例第6条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。</p> <p>1 疾病等の理由により生活が困難と市長が認めたとき。</p> <p>(1) 世帯に属する者が、長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受けたことにより、継続して多額の医療費等を支出し、生活困難な場合</p> <p>(2) 生計中心者が死亡した場合又はその者が長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受け、世帯の収入が著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(4) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことによりその負担能力が著しく減退した場合</p> <p>2 市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>1の各号と同等の事情にあると認められる場合をいい、個々のケースにより判断する。減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> | | | |

| 許認可等の内容 | 派遣手数料の減免 | | |
|---|-----------------------------------|------|------------|
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料の徴収に関する条例第5条 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成11年10月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>派遣手数料の減免は、条例第5条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。</p> <p>1 疾病等の理由により生活が困難と市長が認めたとき。</p> <p>(1) 世帯に属する者が、長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受けたことにより、継続して多額の医療費等を支出し、生活困難な場合</p> <p>(2) 生計中心者が死亡した場合又はその者が長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受け、世帯の収入が著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(4) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したことにより生活困難な場合</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたことによりその負担能力が著しく減退した場合</p> <p>2 市長が特に必要と認めたとき</p> <p>1の各号と同等の事情にあると認められる場合をいい、個々のケースにより判断する。減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> | | | |
| 変更日 平成14年7月1日 | | | |

| | | | |
|---|-----------------------------|------|-----------|
| 許認可等の内容 | 手数料の減免 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例第6条 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成12年4月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>手数料の減免は、条例第6条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。</p> <p>1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときであって、減免をしなければ生計中心者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下「生活保護世帯」という。）となるとき。</p> <p>2 市長が特に必要と認めたとき。 次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 生計中心者が死亡した場合、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合であって、減免をしなければその者の属する世帯が生活保護世帯となる場合</p> <p>(2) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合であって、減免をしなければその者の属する世帯が生活保護世帯となる場合</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合であって、減免をしなければその者の属する世帯が生活保護世帯となる場合</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)の場合以外の場合により、減免をしなければ生計中心者の属する世帯が生活保護世帯となる場合</p> <p>(5) 高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に養護老人ホームに入所させ、保護した場合</p> <p>減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p> | | | |

| | | | |
|--|------------------------|------|-----------|
| 許認可等の内容 | 派遣等の適否の決定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者在宅福祉事業実施規則第6条第2項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成12年4月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>派遣等の適否の決定は、規則第4条各項に規定する派遣等の対象に該当するか審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>1 軽度家事援助員の派遣の対象となる場合は、おおむね65歳以上の単身世帯、おおむね65歳以上の者のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯であって、世帯員の急病等により、日常生活上の援助を一時的に必要とする当該世帯の全ての者が、虚弱、寝たきり、認知症等により規則第5条第1項に掲げるサービスを必要とする場合とする。</p> <p>ここで、「これに準ずる世帯」とは次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>(1) おおむね65歳以上の者及び15歳以下の者のみからなる世帯</p> <p>(2) おおむね65歳以上の者及び心身の障害により日常生活上の援助を必要とする16歳以上の者のみからなる世帯</p> <p>(3) おおむね65歳以上の者、15歳以下の者及び心身の障害により日常生活上の援助を必要とする16歳以上の者のみからなる世帯</p> <p>2 認知症高齢者家族やすらぎ支援員の派遣の対象となる場合は、常時身体介護を必要としないおおむね65歳以上の認知症高齢者を同居又は同居に準じた状況において介護している世帯であって、休息を必要とするとき、外出するとき等、当該世帯が高齢者の介護の負担軽減のため、規則第5条第2項に掲げるサービスを必要とする場合とする。</p> <p>ここで「同居に準じた状況」とは、当該高齢者の近隣に居住している場合をいう。</p> <p>3 生活管理指導短期宿泊サービスの対象となる者は、介護保険法第7条第1項及び第2項に規定する要介護状態者及び要介護状態となるおそれがある状態に該当しないおおむね65歳以上の者であって、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等、いわゆる社会適応が困難であるため、規則第5条第3項に掲げるサービスを必要とする者とする。</p> <p>4 介護予防運動教室事業の対象となる者は、介護保険法第9条第1号に定める第1号被保険者であって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止のために規則第5条第4項に掲げるサービスを必要とする者とする。</p> <p>5 寝具丸洗い乾燥消毒サービスの対象となる者は、介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が要介護1、要介護2若しくは要介護3に該当する者（おおむね65歳以上の者のみで構成される市民税非課税世帯に属する者に限る。）又は要介護4若しくは要介護5に該当する者（おおむね65歳以上の者に限る。）であって、病気を防ぎ、心身ともに健康な生活を送るとともに、寝具の訪問販売などの消費者被害を防ぐため、規則第5条第5項に掲げるサービスを必要とする者とする。</p> | | | |
| <p>変更日 平成17年4月1日</p> <p>変更日 平成18年4月1日</p> <p>変更日 令和3年4月1日</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------------------|-------|----------|
| 許認可等の内容 | 貸付けの決定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例第8条 | | |
| 担 当 課 | 下記のとおり | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設 定 日 | 平成8年4月1日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| 1 高齢者住宅整備資金（担当課 長寿社会課） | | | |
| (1) 現に市内に居住し、親族である60歳以上の高齢者と同居していること。 | | | |
| (2) 条例第2条第5号に規定する増築等をしようとする住宅が次のいずれかに該当し、かつ、増築等をするにつき、正当な権利を有すること。 | | | |
| ア 所有者であること。 | | | |
| イ 親族が所有し、居住していること。 | | | |
| (3) 自己資金又は他の方法によって資金を調達できないこと。 | | | |
| (4) 条例第2条第3号に規定する住宅整備資金が50万円以上であること。 | | | |
| (5) 貸付金及び利子の償還が確実であること。具体的には、次の要件等を満たすこと。 | | | |
| ア 満60歳未満の者であること。 | | | |
| イ 固定した収入をもって独立した生計を営んでいること。 | | | |
| ウ 市税を完納していること。 | | | |
| (6) 県内に居住し、次の要件等を満たす保証能力を有する連帯保証人が2人いること。 | | | |
| ア 満60歳未満の者であること。 | | | |
| イ 固定した収入をもって独立した生計を営んでいること。 | | | |
| ウ 居住地の市町村税を完納していること。 | | | |
| 2 障害者住宅整備資金（担当課 障がい福祉課） | | | |
| (1) 現に市内に居住し、条例第2条第2号に規定する者と同居している者又は条例第2条第2号に規定する者であること。 | | | |
| (2) 条例第2条第5号に規定する増築等をしようとする住宅が次のいずれかに該当し、かつ、増築等をするにつき、正当な権利を有すること。 | | | |
| ア 所有者であること。 | | | |
| イ 親族（直系尊卑属又は配偶者に限る。）が所有し、居住していること。 | | | |
| (3) 自己資金又は他の方法によって資金を調達できないこと。 | | | |
| (4) 条例第2条第3項に規定する住宅整備資金が50万円以上であること。 | | | |
| (5) 寄付金及び利子の償還が確実であること。具体的には、次の要件等を満たすこと。 | | | |
| ア 満60歳未満の者であること。 | | | |
| イ 固定した収入をもって独立した生計を営んでいること。 | | | |
| ウ 市税を完納していること。 | | | |
| (6) 県内に居住し、次の要件等を満たす保証能力を有する連帯保証人が2人いること。 | | | |
| ア 満60歳未満の者であること。 | | | |
| イ 固定した収入をもって独立した生計を営んでいること。 | | | |
| ウ 居住地の市町村税を完納していること。 | | | |

福祉 2-7

| | | | |
|--|----------------------------------|-------|----------------|
| 許認可等の内容 | 元利金の償還の猶予又は免除 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例第 12 条第 3 項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課又は障がい福祉課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 15 日 | 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>貸付金及び利子（以下「元利金」という。）の償還の猶予又は免除は、条例第 12 条第 2 項各号の規定に該当するかどうかについて、審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>1 災害その他借受人の責めに帰すことができない理由により、貸付金により増築等をした専用居室等が滅失したとき。ここで、「災害その他借受人の責めに帰すことができない理由」とは、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 地震等の天災による相当な理由がある場合</p> <p>(2) 延焼又は放火された場合等借受人以外の者による作為又は不作為による相当な理由がある場合</p> <p>2 災害その他特別な事情により、償還期限までに元利金の償還が著しく困難になったと認めたとき。ここで、「災害その他特別な事情」とは、次に掲げる事情が生じ、かつ、連帯保証人に同様な事情が生じたとき（この場合にあつては、「借受人」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。）とする。</p> <p>(1) 地震等の天災による被害を受け、借受人又はその家族が元利金を償還できなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(2) 借受人が死亡し、かつ、相続人が元利金を償還できなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(3) 借受人が疾病にかかる等元利金を償還できなくなった場合であつて、かつ、その家族が元利金を償還できなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(4) 借受人がその家族等の医療費を多額に負担する必要が生じ、元利金を償還できなくなったことについて、相当な理由があること。</p> | | | |

福祉 2-8

| | | | |
|--|----------------------------------|-------|----------------|
| 許認可等の内容 | 違約金の猶予又は免除 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例第 13 条第 4 項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課又は障がい福祉課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 15 日 | 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>違約金の猶予又は免除は、条例第 13 条第 3 項に規定する災害その他特別な事情により、違約金の支払が著しく困難になったと認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「災害その他特別な事情」とは、次に掲げる事情が生じ、かつ、連帯保証人に同様な事情が生じたとき（この場合にあつては、「借受人」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。）とする。</p> <p>(1) 地震等の天災により借受人又はその家族が違約金を支払うことができなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(2) 借受人が死亡し、かつ、相続人が違約金を支払うことができなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(3) 借受人が疾病にかかる等違約金を支払うことができなくなった場合であつて、かつ、その家族が違約金を支払うことができなくなったことについて、相当な理由があること。</p> <p>(4) 借受人がその家族等の医療費を多額に負担する必要が生じ、違約金を支払うことができなくなったことについて、相当な理由があること。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------------------|------|----------|
| 許認可等の内容 | 貸付金に係る財産処分の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例第14条 | | |
| 担当課 | 長寿社会課又は障がい福祉課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成8年4月1日 |
| 審査基準 貸付金に係る財産処分の承認は、その処分がやむ得ない事情によるものであるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりとする。 (1) 居室等に居住する高齢者又は障害者が死亡した場合 (2) 高齢者又は障害者が転居した場合 (3) 長期期間、高齢者又は障害者が入院するなど居室等として必要としなくなった場合 2 居室等の譲渡又は交換を承認するのは、借受人が、条例第6条第4項に規定する繰上償還をすることができない理由があつて、居室等を含む住宅を譲渡又は交換する場合 ただし、上記1又は2に該当する場合であつても償還金を滞納している場合には、承認しない。 | | | |

福祉 2 - 1 0

| | | | |
|---|-------------------------|-------|----------------|
| 許認可等の内容 | 受給資格及び額の認定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 5 条 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課、障がい福祉課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 15 日 | 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| 1 受給資格の認定基準 | | | |
| (1) 高齢者福祉手当の受給資格の認定は、次のすべての要件を満たすこと。 | | | |
| ア 大正 15 年 4 月 1 日以前に出生した者 | | | |
| イ 生活保護法に基づく生活保護を受けていない者 | | | |
| ウ 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所の措置を受けていない者 | | | |
| ※「第一種社会福祉事業の施設」とは、例えば次に掲げる施設等をいう。 | | | |
| 1 養護老人ホーム | | | |
| 2 特別養護老人ホーム | | | |
| 3 軽費老人ホーム | | | |
| エ 公的年金等を受給していない者又は公的年金等の受給年額の合計額が 30 万円に満たない者 | | | |
| ※「公的年金等」とは、条例施行規則第 3 条各号に規定するものをいう。 | | | |
| (2) 障害者福祉手当の受給資格の認定は、次のすべての要件を満たすこと。 | | | |
| ア 昭和 37 年 1 月 1 日以前に出生した者(昭和 57 年 1 月 1 日現在で満 20 歳となっていた者) | | | |
| イ 昭和 57 年 1 月 1 日前に国民年金法第 30 条第 1 項に規定する初診日がある障害で、その障害の程度が同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級の障害者 | | | |
| ウ 生活保護法に基づく生活保護を受けていない者 | | | |
| エ 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所の措置を受けていない者 | | | |
| ※「第一種社会福祉事業の施設」とは、例えば次に掲げる施設等をいう。 | | | |
| 1 身体障害者更生施設 | | | |
| 2 身体障害者療護施設 | | | |
| 3 身体障害者福祉ホーム | | | |
| 4 身体障害者授産施設 | | | |
| オ 公的年金等の受給年額の合計額が 30 万円に満たない者 | | | |
| ※「公的年金等」とは、条例施行規則第 3 条各号に規定するものをいう。 | | | |
| 2 手当の額の認定基準 | | | |
| (1) 公的年金等を受給していない者は、月額 25,000 円 | | | |
| (2) 公的年金等を受給している者は、300,000 円から当該年度分公的年金等の受給年額の合計額を控除した額の月割額とし、その月割額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 | | | |
| ※当該年度分公的年金等の受給年額の算出に当たって、4 月から 7 月までは、前年度分の受給年額とする。 | | | |
| 変更日 平成 12 年 9 月 29 日 | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|-------|----------------|
| 許認可等の内容 | 未支給手当の支給 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 8 条 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課、障がい福祉課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 15 日 | 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>1 請求事由は、次の場合に該当していること。 手当の受給者が死亡した場合において、未支給のものがあること。</p> <p>2 条例施行規則第 8 条第 1 項に規定する者のうち同条第 2 項の規定による最上位順位者が請求していること。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------------------------|-------|----------------|
| 許認可等の内容 | 利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>利用の許可は、次に掲げる場合で、入所者及び利用者の生活の安定のために必要があると認められ、かつ、施設の管理に支障がないと認められるときに行うものとする。</p> <p>1 入所者に面接する場合 2 慰問する場合 3 入所者の日常生活必需品を販売する場合 4 施設を見学する場合 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <p>6 その他市長が必要と認めた場合 ここで、「その他市長が必要と認めた場合」とは、災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合等とする。</p> | | | |
| 変更日 平成 24 年 4 月 1 日 | | | |

福祉 2 - 1 3

| | | | |
|---|---|------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 4 号 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 1 日 | 設定日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| <p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 福祉施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、福祉施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 | | | |

福祉 2 - 1 4

| | | | |
|---|------------------------------------|------|------------------|
| 許認可等の内容 | 使用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設定日 | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| <p>審査基準</p> <p>センターのうち、別表の室名欄に掲げる室の使用の許可は、第 7 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はセンター設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 24 年 4 月 1 日</p> | | | |

| | | | |
|--|--|------|------------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 1 日 | 設定日 | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------------|------|------------------|
| 許認可等の内容 | 使用料の減免（生活支援ハウス事業） | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例第 9 条 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設定日 | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>使用料の減免（生活支援ハウス事業）は、条例第 9 条の規定により、特別な理由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「特別な理由」とは、使用料を減免することが、公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。</p> <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 疾病等の理由により生活が困難と市長が認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯に属する者が、長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受けたことにより、継続して多額の医療費等を支出し、生活が困難な場合。 (2) 生計中心者が死亡した場合又はその者が長期の疾病にかかり若しくは心身に重大な障害を受け、世帯の収入が著しく減少したことにより生活困難な場合。 (3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等による著しく減少したことにより生活困難な場合。 (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したことにより生活困難な場合。 (5) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことによりその負担能力が著しく減退した場合。 2 市長が特に必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 1 の各号と同等の事情にあると認められる場合をいい、個々のケースにより判断する。 | | | |

福祉 2 - 1 7

| | | | |
|---|---------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第4条第1項第4号 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 1日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、憩の家で当該行為を行う必要性があり、かつ、憩の家の用途、目的を妨げないと認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>具体的には、講演会や研修会の開催に伴う物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p> | | | |

福祉 2 - 1 8

| | | | |
|---|---------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 使用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者創作交流施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>交流施設の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 その他管理上支障があると認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は交流施設設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市高齢者創作交流施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 1日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 交流施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、交流施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、研修会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 | | | |

| | | | |
|--|----------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 使用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市佐治町屋内多目的広場の設置及び管理に関する条例第3条第1項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>多目的広場の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 その他管理上支障があると認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は多目的広場設置の目的に照らして不適當な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> | | | |
| 変更日 平成24年4月1日 | | | |

福祉 2 - 2 1

| | | | |
|---|-------------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市佐治町屋内多目的広場の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 1日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 多目的広場で当該行為を行う必要性があり、かつ、多目的広場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 | | | |

福祉 2 - 2 2

| | | | |
|---|-----------------|------|-----------|
| 許認可等の内容 | 保険料の徴収猶予の決定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市介護保険条例第8条第1項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 30日 | 設定日 | 平成12年4月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>保険料の徴収猶予の決定は、条例第8条第1項各号の規定に該当する者のうち、当該者の保険料負担能力が6か月以内に回復が見込める場合に徴収猶予を決定するが、具体的には、次の基準による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害・盗難の場合 資産の10%以上を失った場合 2 死亡の場合 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 3 疾病・障害の場合 家族が疾病のため継続して多額の医療費等を支出し、生活困難な場合 4 不作・不漁の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の50%以上を失った場合 (2) 例年の漁獲高に比べて50%以上の不漁となった場合 5 失業の場合 <p>世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族に若干の所得があるものの生活困難な場合</p> | | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------|--|
| 許認可等の内容 | 保険料の減免決定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市介護保険条例第9条第1項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 30日 | 設定日 | 平成12年4月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>保険料の減免は、条例第9条第1項の規定に基づき、条例第8条第1項各号の規定に該当する者のうち、徴収猶予をしたとしてもなお保険料の支払能力が回復する見込みがない者又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第63条の規定による制限を受けている者に対して決定するが、具体的な基準については次に定めるとおりとする。</p> | | | |
| 理由 | 適用範囲 | 給付率 | 摘要 |
| 災害・盗難 | <ol style="list-style-type: none"> 1 資産の80%以上を失った場合 2 資産の50%以上を失った場合 3 資産の30%以上を失った場合 4 資産の10%以上を失った場合 | 全免 6割内外 3割内外 1割内外 | 減免事由の生じた日の属する月から当該年度の3月までの月割りの保険料の額について適用する。ただし、年度途中で減免事由が消滅した場合は、その届出日の属する月の前月までの月割りの保険料の額について適用する。 |
| 死 亡 | <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 | 全免 7割内外 | |
| 疾病・障害 | <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり、又は心身に重大な障害を受け、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり、又は心身に重大な障害を受け、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 3 家族が疾病のため継続して多額の医療費等を支出し、生活困難な場合 | 全免 7割内外 3割内外 | |
| 不作・不漁 | <ol style="list-style-type: none"> 1 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の80%以上を失った場合 2 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の50%以上を失った場合 3 例年の漁獲高に比べて80%の不漁となった場合 4 例年の漁獲高に比べて50%の不漁となった場合 | 7割内外 3割内外 7割内外 3割内外 | |
| 失業・廃業 | <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯の生計を主として維持する者が失業し、又は事業上の甚大な損失により廃業し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が失業し、又は事業上の甚大な損失により廃業し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 | 全免 7割内外 | |
| 監獄等への拘禁 | 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁され、介護給付等の制限を1月を超えて受けている場合 | 全免 | |
| 新型コロナウイルス感染症の影響 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により、その世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 | 全免 | 令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度 |

| | | | |
|--|---|------|---|
| | <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する場合</p> <p>i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。</p> <p>ii 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（※ 1）をいい、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（※ 2）を控除して得た額。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。</p> <p>※ 1 平成 30 年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。見直しの詳細は、「平成 30 年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和 2 年 12 月 25 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を参照。</p> <p>※ 2 具体的には、以下の（1）～（8）となる。</p> <p>（1）収容交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円（最大）</p> <p>（2）特定土地地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円（最大）</p> <p>（3）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円（最大）</p> <p>（4）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800 万円（最大）</p> <p>（5）居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円（最大）</p> <p>（6）特定の土地（平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000 万円（最大）</p> <p>（7）令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円（最大）</p> <p>（8）上記の（1）～（7）のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円（最大）</p> | 備考 4 | <p>末に資格を取得したことにより、令和 5 年 4 月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものに限り適用する。</p> |
|--|---|------|---|

【備考】

- この審査基準において、次の各号に掲げる字句の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 資産 居住の用に供するもの以外に、土地及び家屋の固定資産（償却資産等は除く。）、現金、銀行預金、有価証券、不動産等の流動資産を合わせた総資産のことをいう。なお、当該資産の損失で保険金、損害賠償金等により補てんされた金額は除くこととする。
 - 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第2項の規定にかかわらず、生計を一にする者の集団のことをいう。
 - 家族にも収入がなく生活困難な場合 申請者が属する世帯のすべての世帯員の1か月間の収入金額又は収入見込金額の合算額（以下「世帯収入金額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示158号。以下「保護の基準」という。）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準、別表第4医療扶助基準及び別表第5介護扶助基準に基づいて算出された月額合計金額以下の場合をいう。
 - 家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 世帯収入金額が、保護の基準別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準、別表第4医療扶助基準及び別表第5介護扶助基準に基づいて算出された月額合計金額の120%以下の場合をいう。
- 申請期限は、減免事由の生じた日（事由が監獄等への拘禁の場合は、法第63条に規定する者に該当しなくなった日）から起算して30日を経過した日までとする。ただし、当該期限までに申請書を提出できなかったことについて相当の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 減免の対象となる平成26年度分までの保険料額に減免率を乗じて得た額に100円未満の端数があるとき又は減免の対象となる平成27年度分からの保険料額に減免率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免額の算定
表1で算出した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免する。

表1

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

| 前年の合計所得金額 | 減免又は免除の割合（d） |
|--------------|--------------|
| 210万円以下であるとき | 全部 |
| 210万円を超えるとき | 10分の8 |

（注）事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

変更日 平成15年4月1日
変更日 平成27年4月1日
変更日 令和2年5月1日
変更日 令和3年4月1日
変更日 令和4年5月2日
変更日 令和5年4月1日

福祉2-24

| | | | |
|---|-----------------------|------|----------|
| 許認可等の内容 | 養護受託者の決定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市老人ホーム入所等取扱規則第4条第2項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 15日 | 設定日 | 平成8年4月1日 |
| 審査基準 養護受託者の決定は、老人福祉法施行令第3条の規定する要件を満たす者であって、かつ、養護委託することができる者であるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次に掲げる事項のすべてに該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 養護受託者となることを希望する者（以下「養護受託希望者」という。）及びその家族が高齢者の養護受託について、理解と熱意を有すること。 2 養護受託希望者及びその家族が身体的及び精神的に健康な状態であること。 3 養護受託希望者の世帯の経済的状況が、委託する高齢者の生活を圧迫するおそれがないこと。 4 住家の規模、構造及び環境が、高齢者の健康な生活に適すること。 5 受託の動機が、高齢者の労働力搾取又は受託費の詐欺のおそれがないこと。 6 養護受託者及びその家族の性格等が高齢者の心身に悪影響を及ぼすおそれのないこと。 | | | |

福祉2-25

| | | | |
|---|--------------------------------|------|----------|
| 許認可等の内容 | 利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条第1項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成8年4月1日 |
| 審査基準 総合福祉センターの利用の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として利用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、センターの設置の目的から判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 <p style="text-align: right;"> 変更日 平成24年4月1日 変更日 令和2年4月1日 </p> | | | |

| | | | |
|---|------------------------------------|------|----------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項第4号 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成8年4月1日 |
| 審査基準 貼紙等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における広報用ポスターの掲示などがある。 <p style="text-align: right;">変更日 令和2年4月1日</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第6条第1項 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| 審査基準 ふれあい会館の利用の許可は、第7条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はふれあい会館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p> | | | |

福祉 2 - 2 8

| | | | |
|--|--|-------|------------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 4 号 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 1 日 | 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 ふれあい会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、ふれあい会館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 | | | |

福祉 2 - 2 9

| | | | |
|---|-------------------------------|-------|------------------|
| 許認可等の内容 | 利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>湯谷荘の利用の許可は、第 7 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 その他管理上支障があると認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は湯谷荘設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> | | | |
| 変更日 平成 24 年 4 月 1 日 | | | |

| | | | |
|--|---------------------------------|------|------------|
| 許認可等の内容 | 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 1日 | 設定日 | 平成16年11月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 湯谷荘で当該行為を行う必要性があり、かつ、湯谷荘の用途、目的を妨げないと認められること。 <p>具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------------------------|------|-----------|
| 許認可等の内容 | 利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例第7条 | | |
| 担当課 | 長寿社会課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 標準処理期間 | 7日 | 設定日 | 平成12年4月1日 |
| 審査基準 | | | |
| <p>条例第3条に該当する者で、介護保険法に定める「居宅サービス計画」又は「施設サービス計画」に基づき同条各号に規定する事業の利用の申出をした者に許可する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和3年4月1日</p> | | | |